

**耐震診断の後は
設計・改修を！**

**木造住宅
耐震改修設計・
改修補助制度
（概要版）**

河内長野市 都市づくり部 都市創生課

0721-53-1111（代表）

1. 木造住宅耐震改修設計補助制度の概要

1. 耐震改修設計とは

木造住宅の耐震改修設計とは、耐震診断の結果住宅の強度が不足する場合、地震に対する強度を高めるための耐震改修工事を設計することです。

2. 改修設計補助制度の概要

補助対象となる 木造住宅	<ul style="list-style-type: none">昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一戸建て住宅、長屋、共同住宅で現に居住若しくは使用されているもの又はこれから居住若しくは使用するもの。耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの。具体的には上部構造評点が 1.0 未満のもの。
対象となる 設計内容	<ul style="list-style-type: none">耐震改修技術者（※1）が作成したもので、次のいずれかに該当するもの。<ul style="list-style-type: none">①耐震改修後の上部構造評点を 1.0 以上に高めるための設計②耐震診断の結果、上部構造評点 0.7 未満の住宅について、耐震改修後の評点を 0.7 以上に高めるための設計
補助内容	一戸あたり、設計に要する費用の 10 分の 7 の額又は 10 万円を限度（千円未満切り捨て）として、設計費を補助します。
補助対象者	建物の所有者 ※補助金交付申請時の市民税課税総所得金額が 5,070,000円未満 であること。 ※河内長野市税（市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税）を滞納していないこと。

※設計後、設計に基づいた改修工事を行うことが補助金の交付の条件となります。
設計補助制度のみの申請はできません。

3. 注意事項

- 耐震設計を行う前に、**交付申請の手続きを必ず行って下さい**。提出された書類（後述の「耐震改修設計補助制度の取り扱い」を参照）を審査し、要件に適合していることを確認の上で、交付決定通知を申請者に送付します。
- 交付決定通知前に耐震設計に着手された場合は、補助金を交付できません**ので、事前に必ずご相談ください。
- 市からの交付決定後に設計の内容を変更しようとする場合、承認の手続きが事前に必要です。変更することが明らかになった時点で、市に連絡してください。

耐震改修技術者（※1）

- （ア）一般財団法人日本建築防災協会が、原則平成24年度以降に主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」を受講し、「耐震改修技術者講習会受講修了証」の交付を受けた者
- （イ）公益社団法人大阪府建築士会が、原則平成24年度以降に主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

※（イ）は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士であること。

2. 木造住宅耐震改修補助制度の概要

1. 耐震改修とは

木造住宅の耐震改修とは、耐震診断の結果、住宅の強度が不足する場合、地震に対する強度を高める耐震設計を行い、再診断を行って安全性を確認後、設計に基づき行う補強工事のことです。

2. 改修補助制度の概要

補助対象となる 木造住宅	<ul style="list-style-type: none">昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一戸建て住宅、長屋、共同住宅で現に居住若しくは使用されているもの又はこれから居住若しくは使用するもの。耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの。具体的には上部構造評点が 1.0 未満のもの。
対象となる 工事内容	<ul style="list-style-type: none">耐震改修技術者が作成した耐震設計に基づいて行う改修工事で、次のいずれかに該当するもの。<ul style="list-style-type: none">①耐震改修後の上部構造評点を 1.0 以上に高める工事②耐震診断の結果、上部構造評点 0.7 未満の住宅について、耐震改修後の評点を 0.7 以上に高める工事シェルター設置工事※2（公的試験機関等で確認又は評価を受けたものに限る）耐震改修技術者が工事監理したもの。 <p>※工事監理も補助対象になります。</p>
補助内容	<ul style="list-style-type: none">上記①②の工事については下記のとおり。<ul style="list-style-type: none">ア 世帯の補助金交付申請時の月額所得が 214,000円以下の人 一戸あたり60万円を限度として、工事費・工事監理費を補助します。イ 上記以外の人 一戸あたり40万円を限度として、工事費・工事監理費を補助します。シェルター設置工事については、一戸あたり工事に要する費用の2分の1の額又は20万円を限度（千円未満切り捨て）として、工事費・工事監理費を補助します。
補助対象者	建物の所有者 <p>※補助金交付申請時の市民税課税総所得金額が 5,070,000円未満であること。 ※河内長野市税（市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税）を滞納していないこと。</p>

3. 注意事項

- 耐震改修を行う前に、**事前協議・交付申請の手続きを必ず行って下さい**。提出された書類（後述の「耐震改修補助制度の取り扱い」を参照）を審査し、要件に適合していることを確認の上で、交付決定通知を申請者に送付します。
- 交付決定通知前に耐震改修に着手された場合は、補助金を交付できません**ので、事前に必ずご相談ください。
- 市からの交付決定後に工事の内容を変更しようとする場合、承認の手続きが事前に必要です。変更することが明らかになった時点で、市に連絡してください。

※2シェルター設置工事については、P5を参照してください。

3. 設計・改修補助金の交付申請の手続きの流れ



設計に関する手続き



改修に関する手続き



市が行う手続き

<設計>

補助金交付申請



補助金交付決定



改修設計の契約



設計着手

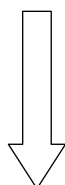


設計協議

改修事前協議



補助金交付申請



補助金申請書、建築年月日が確認できる書類、診断報告書、建物の位置図、現況平面図、建物の所有者を確認できる書類、建物の所有者が市税の滞納がないことを証する書類（原本）、所有者の所得証明書（原本）、設計費用内訳明細書、耐震改修技術者であることを証する書類などをご持参ください。（P6 参照）

●耐震改修技術者が来庁してください。

補助金の交付決定後、市から所有者に通知します。

必ず補助金の交付決定後に、設計を行う事業者と改修設計の契約を結んでください。

設計着手届、改修設計契約書（写）を提出後、設計に着手してください。

建築年月日が確認できる書類、建物の所有者を確認できる書類、現況の診断報告書、建物の位置図、設計図面、現況写真、使用材料に関する資料、設計に基づく改修後を想定した診断報告書、建物の所有者が市税の滞納がないことを証する書類（写）、所有者の所得証明書（写）、世帯員の所得証明書（写）、住民票（写）、工事費用内訳明細書、耐震改修技術者であることを証する書類を元に市と協議をしてください。（P8 参照）

●耐震改修技術者が来庁してください。

※改修の事前協議を完了した場合は、設計協議も完了したものと見なします。

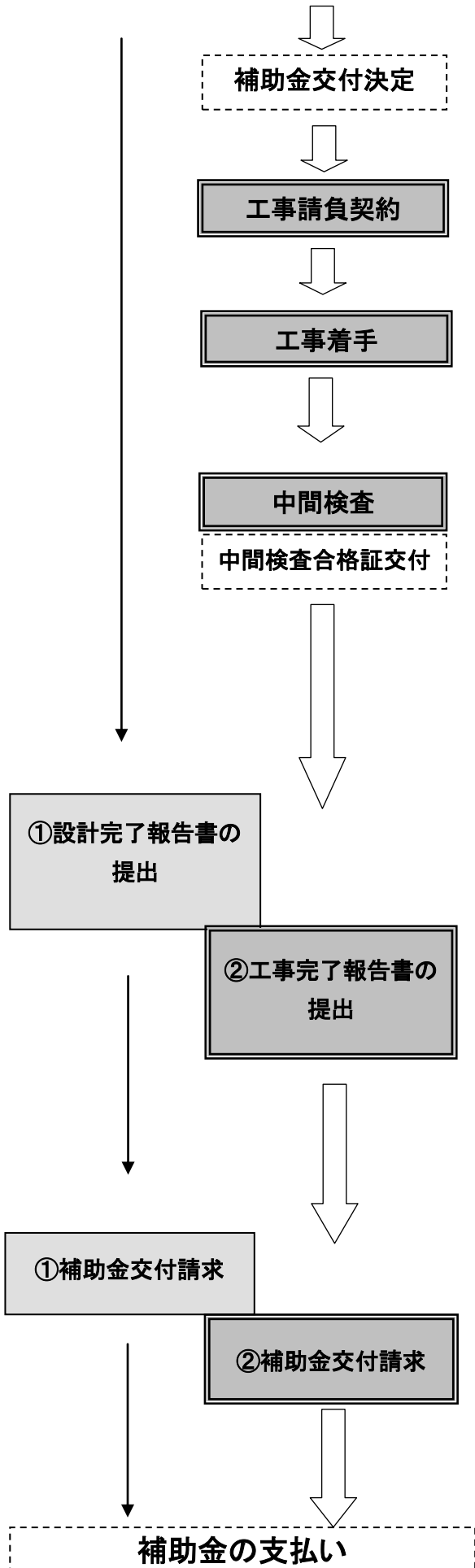
補助金申請書、建物の位置図、設計図面、工事費用内訳明細書、建物の所有者が市税の滞納がないことを証する書類（写）、所有者の所得証明書（写）、世帯員の所得証明書（原本）、住民票（原本）、工事工程表、利害関係人の同意書、耐震改修技術者であることを証する書類などをご持参ください。

（P10 参照）

●耐震改修技術者が来庁してください。

<設計>

<改修>



補助金の交付決定後、市から所有者に通知します。

必ず補助金の交付決定後に、施工業者と工事請負契約を結んでください。

工事着手届、工事請負契約書（写）を提出後、工事に着手してください。（P11 参照）

- 必ず耐震改修技術者が工事監理を行ってください。

中間検査申請書、工事監理報告書、使用金物及び木材等の出荷伝票、工事写真（着手前から中間検査まで）、耐震改修技術者であることを証する書類などをご持参ください。（P11 参照）

提出後、市職員が現地で検査を行い、工事内容が適正と認められた場合、市から合格証を交付します。

- 耐震改修技術者が検査に立ち会ってください。

①設計完了報告書、設計に基づく改修後を想定した耐震診断報告書、設計概要書、設計図面、設計費用内訳明細書、設計費用の請求書（写）などを提出してください。

- （P7 参照）●耐震改修技術者が来庁してください。

②工事完了報告書、工事監理報告書、中間検査合格証（写）、工事写真（着手前から工事完了まで）、工事費用内訳明細書、工事費用の請求書（写）などを提出してください。

- （P11 参照）●耐震改修技術者が来庁してください。

①設計費用の領収書（写）を添付して、補助金交付請求書により、補助金を請求してください。（P7 参照）

②工事費用の領収書（写）を添付して、補助金交付請求書により、補助金を請求してください。（P11 参照）

★申請者の初期費用負担を軽くする「代理受領制度」を実施しています。（P5 参照）

ご指定の金融機関に補助金を振り込みます。

★代理受領制度について★

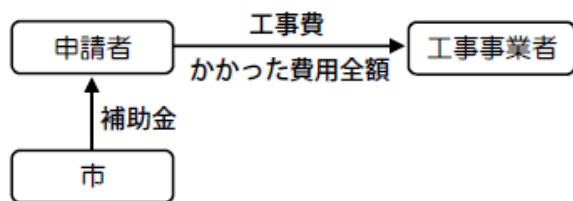
代理受領制度とは、申請者が耐震改修設計・耐震改修工事にかかった費用を耐震改修技術者等の業者に支払う際に、かかった費用から補助金額を差し引いた残額を業者に支払い、補助金は、市から直接業者に支払う制度です。

(例) 耐震改修工事費用200万円、補助金60万円の場合

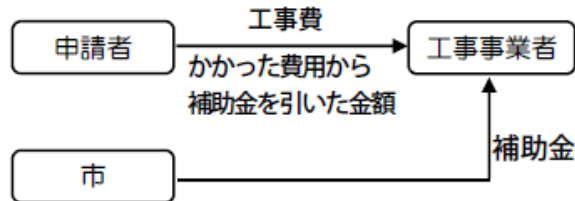
対象工事費200万円 - 補助金60万円 = 申請者支払額140万円

◎市から業者に補助金分を支払うため、申請者の初期費用負担が軽くなります。

○通常の補助金の流れ



○代理受領制度を活用した補助金の流れ



当制度を利用する場合は、下記のとおり別途書類が必要となります。補助金交付請求時に併せて提出してください。

- ・耐震改修設計・・・代理受領委任状（様式第10号の2）
代理受領に係る確認書（様式第10号の3）
- ・耐震改修工事・・・代理受領委任状（様式第15号の2）
代理受領に係る確認書（様式第15号の3）

シェルター設置工事について

家屋が倒壊しても一部屋の空間を確保し、生命を守ることができる「耐震シェルター」を設置する工事に対し、補助金を支給します。耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するものです。



※補助対象となるシェルターは
公的試験機関や他都道府県に
おいて確認又は評価を受けた
ものになります。

（詳しくは別紙参照）

4. 木造住宅耐震改修設計補助制度の取り扱いについて

補助対象経費、交付申請時の添付書類等については、次のとおりです。

1. 補助対象経費

耐震改修設計に要する経費となります。この経費は、改修前の耐震診断結果の数値(上部構造評点)を1.0以上又は0.7以上に高めるための設計に係る費用のみが対象となります。リフォーム工事、建築設備関係等の設計費用は補助対象とはならないので、耐震設計費には含めないでください。

【明らかに補助対象とならないもの】

下記の工事に係る設計費用

- ①増築工事
- ②リフォーム工事(構造評点の向上に関係のないもの)
- ③設備機器の老朽化に伴う取替え工事
- ④既存部材の防腐防蟻処理
- ⑤床工事に伴う畳、フローリング等の仕上げ工事(耐震改修工事の面積以外の部分)
- ⑥天井下地を含む天井仕上げ工事(耐震改修工事の面積以外の部分)
- ⑦耐力壁の新設を伴わない建具の取替え
- ⑧擁壁工事等の外構工事
- ⑨その他、構造耐力上必要ないと判断されるもの。

2. 交付申請時の添付書類

①建築基準法に規定する補助対象建築物の確認通知書又は検査済証(写し)

※前号に規定する書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるものを提出してください。

②現況の診断報告書

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定した報告書を提出してください。

③建物の位置図(1/2500程度)

④現況平面図

⑤登記事項証明書、固定資産評価証明書等により補助対象建築物の所有者が確認できる書類

※法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本を提出してください。

⑥補助対象建築物の所有者が市税の滞納がないことを証する書類(原本)

所有者の市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税の完納証明書を添付してください。※法人の場合は、税に関する調査同意書を提出してください。

⑦補助対象建築物の所有者の直近の所得証明書（原本）

所有者の補助金交付申請時の直近の市民税課税総所得金額が5,070,000円以上の場合、補助対象になりません。5,070,000円以上でないことを確認するために、補助金交付申請時の直近の所得証明書を添付してください。

なお、4月～5月中に設計補助金の申請をし、6月以降に改修補助金の事前協議・交付申請をされる場合は、毎年前年中の所得が確定するのが6月のため、設計補助金の申請時と改修補助金の事前協議時では所得状況が変わる可能性があります。このため、再度、改修補助金の申請時に所有者の直近の市民税課税総所得金額が5,070,000円以上でないことを確認させていただきます。

⑧設計に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に係る部分に限る。）

⑨耐震改修技術者であることを証する書類

⑩申請者が管理組合の場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震設計実施に係る決議書

3. 着手届時の添付書類

①設計委託の契約書（写し）

※補助対象となる設計は、耐震改修技術者が設計したものに限りです。

4. 協議時の添付書類

（※改修の事前協議を完了した場合は、設計協議も完了したものと見なします）

P8：「事前協議時の添付書類」と同様です。

5. 完了報告時の添付書類

①設計に基づく改修後を想定した耐震診断報告書

②設計概要書

③設計図面

（現況平面図（改修前）、計画平面図（改修箇所を着色表示した図面）、補強計画図（補強方法を示す図面）

④設計に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に係る部分に限る。）

⑤設計に要する経費の請求書の写し（補助対象経費に係る部分に限る。）

6. 補助金請求時の添付書類

①設計に要する経費の領収書の写し（補助対象経費に係る部分に限る。）

★代理受領制度（P5 参照）により、耐震改修技術者等が補助金を受領する場合には、別途書類の提出が必要です。

5. 木造住宅耐震改修補助制度の取り扱いについて

補助対象経費、事前協議時の添付書類及び交付申請時の添付書類等については、次のとおりです。

1. 補助対象経費

耐震改修工事に要する経費となります。この経費は、改修前の耐震診断結果の数値（上部構造評点）を1.0以上又は0.7以上に高める工事及びシェルター設置工事で、耐震改修において必要不可欠な構造部材、耐震壁、またそれらの設置に伴う補強金物、接合金物等、基礎工事（RC補強工事）、構造体力上の評点向上に直接寄与する工事に要する費用をいいます。構造耐力上の向上に直接寄与しないリフォーム工事、建築設備関係等の工事は補助対象とはなりません。

なお、当該耐震改修工事の工事管理費は補助対象となります。

【明らかに補助対象とならないもの】

- ①増築工事
- ②リフォーム工事(構造評点の向上に関係のないもの)
- ③設備機器の老朽化に伴う取替え工事
- ④既存部材の防腐防蟻処理
- ⑤床工事に伴う畳、フローリング等の仕上げ工事(耐震改修工事の面積以外の部分)
- ⑥天井下地を含む天井仕上げ工事(耐震改修工事の面積以外の部分)
- ⑦耐力壁の新設を伴わない建具の取替え
- ⑧擁壁工事等の外構工事
- ⑨その他、構造耐力上必要ないと判断されるもの。

2. 事前協議時の添付書類

①建築基準法に規定する当該建築物の確認通知書又は検査済証（写し）

※前号に規定する書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるものを提出してください。

②登記事項証明書、固定資産評価証明書等により補助対象建築物の所有者が確認できる書類

※法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本を提出してください。

③現況の診断報告書

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定した報告書を提出してください。

④建物の位置図（1/2500程度）

⑤設計図面

（現況平面図（改修前）、計画平面図（改修箇所を着色表示した図面）、補強計画図（補強方法を示す図面）

⑥現況写真（建築物の全景及び改修する箇所が写ったもの）

⑦使用材料に関する資料

耐震ボード、接合金物等の使用材料が認定品である場合は、認定品のパンフレットの写し、許容耐力又は壁倍率等が確認できる書類を提出してください。

※シェルター設置工事の場合、公的試験機関等で認定されている内容の分かる書類を必ず添付してください。

⑧設計に基づく改修後を想定した診断報告書

※シェルター設置工事の場合は不要

⑨補助対象建築物の所有者が市税の滞納がないことを証する書類（写）

所有者の市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税の完納証明書を添付してください。※法人の場合は、税に関する調査同意書を提出してください。

⑩補助対象建築物の所有者の直近の所得証明書（写）

所有者の補助金交付申請時の直近の市民税課税総所得金額が5,070,000円以上の場合は、補助対象になりません。事前協議の段階で5,070,000円以上でないことをあらかじめ確認するために、直近の所得証明書を添付してください。

なお、4月～5月中に事前協議をされ、6月以降に補助金の交付申請をされる場合は、毎年、前年中の所得が確定するのが6月のため、事前協議時と補助金の交付申請時では所得状況が変わる可能性があります。このため、再度、補助金の交付申請時に所有者の直近の市民税課税総所得金額が5,070,000円以上でないことを確認させていただきます。

※法人の場合は、税に関する調査同意書を提出してください。

⑪補助対象建築物の所有者の世帯員で所得を有する者の所得証明書（写）

世帯の補助金交付申請時の月額所得が21万4千円以下の場合、補助額の限度額が40万円から60万円へ増額されます。この基準に該当する場合は、所得を有する者の直近の所得証明書を添付してください。

なお、4月～5月中に事前協議をされ、6月以降に補助金の交付申請をされる場合は、毎年、前年中の所得が確定するのが6月のため、事前協議時と補助金の交付申請時では所得状況が変わる可能性があります。このため、再度補助金の交付申請時にこの基準に該当するかを確認させていただきます。

※シェルター設置工事の場合は不要

⑫補助対象建築物の所有者の属する世帯の世帯全員が記載された住民票（写）

世帯全員が記載された住民票を添付してください。

⑬耐震改修工事・工事監理に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に掛かる部分に限る。）

⑭耐震改修技術者であることを証する書類

3. 交付申請時の添付書類

①建物の位置図（1/2500 程度）

②設計図面

（現況平面図（改修前）、計画平面図（改修箇所を着色表示した図面）、補強計画図（補強方法を示す図面）

③耐震改修工事・工事監理に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に係る部分に限る。）

(参考) ○○様邸 耐震改修工事明細書

【耐震設計に基づく改修工事費】	数量	単価	金額（円）
既存壁撤去(範囲は別紙のとおり)	○	○	○○○円
1F A通-1通柱 引抜き金物○○○	○	○	○○○円
○○○○○○○○○○○○	○	○	○○○円
	小 計		○○○円
【改修工事に係る工事監理費】	数量	単価	金額（円）
○○○○○○○○○○○○	○	○	○○○円
	小 計		○○○円
	合 計		○○○円

④補助対象建築物の所有者が市税の滞納がないことを証する書類（写）

所有者の市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税の完納証明書を添付してください。※法人の場合は、税に関する調査同意書を提出してください。

⑤補助対象建築物の所有者の直近の所得証明書（写）

所有者の補助金交付申請時の直近の市民税課税総所得金額が5,070,000円以上の場合、補助対象になりません。5,070,000円を超えていないことを確認するために、補助金交付申請時の直近の所得証明書を添付してください。

なお、4月～5月中に事前協議をされ、6月以降に補助金の交付申請をされる場合は、毎年、前年中の所得が確定するのが6月のため、事前協議時と補助金の交付申請時では所得状況が変わる可能性があります。このため、再度、改修補助金の申請時に所有者の直近の市民税課税総所得金額が5,070,000円以上でないことを確認させていただきます。

⑥補助対象建築物の所有者の世帯員で所得を有する者の所得証明書（原本）

世帯の補助金交付申請時の直近の月額所得が21万4千円以下の場合、補助額の限度額が40万円から60万円へ増額されます。所得を有する者の直近の所得証明書を添付してください。4月～5月中に事前協議をされ、6月以降に補助金の交付申請をされる場合は、毎年、前年中の所得が確定するのが6月のため、事前協議時と補助金の交付申請時では所得状況が変わる可能性があります。

※シェルター設置工事の場合は不要

⑦補助対象建築物の所有者の属する世帯の世帯全員が記載された住民票（原本）

世帯全員が記載された住民票を添付してください。

⑧耐震改修工事工程表

⑨補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、それらの利害関係者からの耐震改修の施工を行ってよい旨の同意書

※申請者が管理組合の場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震改修実施に係る決議書

⑩耐震改修技術者であることを証する書類

4. 工事着手届時の添付書類

①工事請負等の契約書

※補助対象となる工事は、耐震改修技術者が工事監理したものに限りませう。

5. 中間検査時の添付書類

①工事監理報告書

②使用金物及び木材等の出荷伝票

③改修工事写真(着手前から中間検査まで)

④耐震改修技術者であることを証する書類（耐震改修技術者と工事監理者が違う場合）

6. 完了報告時の添付書類

①工事監理報告書

②耐震改修工事中間検査合格証の写し

③改修工事写真（着手時から工事完了まで）

④耐震改修工事・工事監理に要する経費が確認できる内訳明細書（補助対象経費に係る部分に限る。）

⑤耐震改修工事・工事監理に要する経費の請求書の写し（補助対象経費に係る部分に限る。）

7. 補助金請求時の添付書類

①耐震改修工事・工事監理に要する経費の領収書の写し（補助対象経費に係る部分に限る。）

★代理受領制度（P5 参照）により、耐震改修技術者等が補助金を受領する場合には、別途書類の提出が必要です。

6. 月額所得について

世帯の補助金交付申請時の直近の月額所得（※1）が214,000円以下の場合、補助金の限度額が60万円に増額されます。

※1：世帯の合計所得金額から障害者控除額・寡婦（寡夫）控除額・配偶者控除額・扶養控除額を差し引いた金額を世帯で合算し、その金額を12で割った額。

<世帯の月額所得の計算例>

例えば、世帯に収入のある人が2人（長野太郎・長野花子）おられ、長野太郎の合計所得金額が200万円（下表のA欄）、配偶者控除額が33万円（下表のB欄）、長野花子の合計所得金額が30万円（次ページのC欄）の場合

$$(200\text{万円} - 33\text{万円}) + 30\text{万円} = 197\text{万円}$$

$$197\text{万円} \div 12\text{カ月} = 164,166\text{円} \leq 214,000\text{円}$$

上の例では、世帯の月額所得が214,000円以下のため、60万円を限度額として、工事費・工事監理費の補助を受けることができます。

平成〇〇年度 市民税・府民税 所得（課税）証明書

住所	河内長野市原町一丁目1番1号
氏名	長野 太郎

（単位：円）

平成〇〇年度課税（平成〇〇年分所得）					
合計所得金額		(A欄) 2,000,000		年 税 額	
				123,000	
市民税	所得割	71,400	府民税	所得割	47,600
	均等割	3,000		均等割	1,000
合計所得金額の内訳					
(公的年金支払金額)		(3,200,000)	以下余白		以下余白
雑所得		2,000,000			
以下余白					
所得控除合計額		760,000	課税総所得額		1,240,000
所得控除額の内訳					
扶養控除	配偶者 有 一般 〇人	特 定 〇人 普通障害 〇人	老人（内同居） 〇人（〇人） 特別障害（内同居） 〇人（〇人）	(B欄) 330,000	
配偶者特別控除			生命保険料控除		
雑損控除			損害保険料控除		
医療費控除			寄附金控除		
社会保険料控除	100,000		本人控除		
小規模企業共済等 掛金控除			基礎控除	330,000	

平成〇〇年度 市民税・府民税 所得（課税）証明書

住所	河内長野市原町一丁目1番1号
氏名	長野 花子

(単位：円)

平成〇〇年度課税（平成〇〇年分所得）				
合計所得金額		(C欄) 300,000		年税額
市民税	所得割		府民税	所得割
	均等割			均等割
合計所得金額の内訳				
(公的年金支払金額) 雑所得 以下余白	(1,500,000) 300,000	以下余白		以下余白
所得控除合計額	380,000	課税総所得額	0	
所得控除額の内訳				
扶養控除	配偶者 無 一般 0人	特定 0人 普通障害 0人	老人（内同居） 0人（0人） 特別障害（内同居） 0人（0人）	0
配偶者特別控除			生命保険料控除	
雑損控除			損害保険料控除	
医療費控除			寄附金控除	
社会保険料控除	50,000		本人控除	
小規模企業共済等 掛金控除			基礎控除	330,000